

保証委託申込内容に関する確認書 及び個人情報の取扱いに関する同意書

20 年 月 日

一般財団法人首都圏不燃建築公社 御中

申込者①

住所

氏名(自署)

実印

申込者②

住所

氏名(自署)

実印

申込者③

住所

氏名(自署)

実印

担保提供者

住所

氏名(自署)

実印

私(特段の断りがない限り、申込者全員をいいます。)及び担保提供者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に関して、本書のⅠ～Ⅲ(担保提供者はⅡを除きます。)の内容を理解し、かつ、本書のⅢのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。また、本書のⅣ「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

下表により保証料方式をご選択いただいたうえ、押印欄に申込者様(担保提供者様は除く)が実印を押印してください。

保証料方式 ※いずれかの口にチェック	押印欄(実印を押印してください)				参照ページ
	申込者①	申込者②	申込者③		
<input type="checkbox"/> 保証料返戻なし	実印	実印	実印		2ページ 【Ⅱ 保証料】 の1から2
<input type="checkbox"/> 保証料返戻あり	実印	実印	実印		2ページ 【Ⅱ 保証料】 の1から3

注 ご不明な点等がございましたら、裏面6ページ記載の公社賃貸経営支援部へお問い合わせください。

I 保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財団法人首都圏不燃建築公社(以下「公社」といいます。)の保証制度の概要について、以下の1～4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)から賃貸住宅融資等を借り入れされるときに、申込者様と公社との契約(「保証委託契約」といいます。)により連帯保証人となります。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に代わってその借入金を機構へ全額返済します。(これを「代位弁済」といいます。)
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

II 保証料

私は、公社の保証料について、以下の1～3の内容を確認・承諾します。

1 保証料方式の選択について

保証料方式を次のいずれかによりお客様に選択していただきます。

【保証料返戻なし】：後述の3に該当する場合であってもお支払いいただいた保証料についてお返し（返戻）しません。

【保証料返戻あり】：後述の3に該当する場合は、お支払いいただいた保証料の一部をお返し（返戻）します。

2 保証料のお支払額とお支払時期について

保証料は、建設地及び保証期間（融資期間）に応じて、お支払いいただきます。

また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いで機構の初回交付金より差し引いてお支払いいただきます。

<賃貸住宅融資の保証料>

保証期間(融資期間)	保証料方式	20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を超え 40年以下
		建設地が、東京都、 神奈川県、埼玉県、 千葉県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 1.70%	融資額 × 2.00%
	保証料返戻あり	融資額 × 1.98%	融資額 × 2.32%	融資額 × 2.65%	融資額 × 2.90%
建設地が 上記以外の場合	保証料返戻なし	融資額 × 2.10%	融資額 × 2.50%	融資額 × 2.90%	融資額 × 3.20%
	保証料返戻あり	融資額 × 2.44%	融資額 × 2.90%	融資額 × 3.36%	融資額 × 3.70%

注 賃貸改良融資の保証料は、裏面(4ページ)に記載しています。

3 保証料をお返し（返戻）する場合の取扱いについて

(1) 前述1において「保証料返戻あり」を選択した場合で、かつ次のいずれかに該当したときは、お支払いいただいた保証料の一部をお返し（返戻）します。

なお、一部繰上返済された場合及び変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の返済を終了したときに、保証料の一部をお返しします。

- ① 機構に対する借入金を一括返済された場合
- ② 機構に対する借入金について免責的債務引受により免責された場合
- ③ 機構に対する借入金を一部繰上返済された場合
- ④ 機構に対する借入金について変更契約により返済期間を短縮された場合

ただし、機構から返済請求を受けた場合は、返戻の対象外となります。

(2) 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の原資に、また一部は保証制度の運営に必要な経費（審査、契約締結、債権管理等の経費）にそれぞれ充てられることから、お返しする保証料の額は、当初お支払いいただいた保証料に対して少額となっております。

(3) お返しする保証料の額は、お支払いいただいた保証料の額に「保証料の返戻料率」を乗じて算出（円未満切捨て）します。

(4) 「保証料の返戻料率」は、融資種別、建設地、当初の保証期間（注1）に応じて、完済時における経過年数（注2）毎に公社が定めています。

注1 「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される返済期間をいいます。この期間の始期は、機構との金銭消費貸借契約の契約締結日となります（以下同じ）。

注2 「完済時における経過年数」とは、機構との金銭消費貸借契約の契約締結日を始期とし、申込者が機構に対する借入金の全部の返済を終了した日（免責的債務引の場合は、機構から免責された日）を終期とする期間における年数をいい、年未満の期間がある場合は切り上げます（以下同じ）。

II 保証料（続き）

- (5) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、前ページの3の(1)の①～④の場合に該当することとなった日(変更契約により返済期間を短縮された場合は機構に対する借入金の全部の支払を終了した日)において、公社が定める料率が適用されます。
- (6) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。
- (7) 2026年4月1日現在の「保証料の返戻料率」(目安)は、下表のとおりです。

<賃貸住宅融資の保証料の返戻料率(目安)>

当初の保証期間		完済時における経過年数				
		1年経過	5年経過	10年経過	20年経過	30年経過
建設地が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の場合	30年	33.99%	26.53%	18.50%	6.56%	—
	35年	35.54%	28.72%	21.24%	9.58%	2.15%
	40年	38.95%	32.30%	24.91%	13.00%	4.74%
建設地が上記以外の場合	30年	36.21%	28.52%	20.16%	7.48%	—
	35年	36.51%	29.75%	22.28%	10.43%	2.52%
	40年	36.46%	30.24%	23.70%	12.94%	5.09%

注1 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)は、別紙に記載しています。

III 確約事項

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行うに際して、「保証委託申込書」記載の約諾事項に加えて、以下の1～6の事項を確約します。

(申込内容等)

- (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構に対して行う融資申込みと同一の計画・内容に基づくものです。
- (2) 私が今後機構に申込内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に同内容を報告し、公社の指示に従って保証委託申込内容の変更手続をとります。
- (3) 保証委託申込みに際し、公社に写し(コピー)を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

(調査等)

- 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はその周辺において賃貸計画等に関する調査を行うことを了承します。

(保証承諾の取消等)

- (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①、③、⑤のいずれかに該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
 - ① 公社に提出した書類に虚偽があったとき。
 - ② 正当な理由がなくて、所定の時期に着工せず、工事が長期間進捗せず、又は工事が竣工しなかったとき。
 - ③ 支払停止又は電子債権記録機関若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、仮差押、差押、保全差押、仮処分、競売手続開始があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他法的手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - ④ 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。
 - ⑤ その他公社に誓約した事項に違反したとき。
- (2) 公社が(1)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私又は担保提供者に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社がこうむった損害の補填は私の負担とします。

公社記入欄

申込者①に説明 申込者②に説明 申込者③に説明 来社なし

説明を行った日： 20 年 月 日

対応者印

(2026.4)

Ⅲ 確約事項（続き）

（反社会的勢力に属さないことの確約等）

- 4 (1) 私又は担保提供者（私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含みます。以下「私等」といいます。）は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に経営に実質的に関わらせ又は資金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする事等を含みます。以下同じ。）がないことを表明するとともに、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約します。
- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に定める暴力団若しくは暴力団員、暴力団の準構成員又は、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはそれに属する者
- ② 前号の団体又は個人に準ずる者
- (2) 私等は、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤に該当する行為を行いません。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公社の信用を毀損し、又は公社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (3) 私等が、(1)の①及び②に掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
- (4) 公社が(3)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私等に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社がこうむった損害の補填は私の負担とします。

（保証委託申込み辞退の場合）

- 5 公社が保証承諾を行った後に私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。

（保証委託契約を証する書面の承諾）

- 6 本確認書が保証委託申込書及び保証委託契約証書と一体となって、公社との間の保証委託契約を証する書面となることを承諾します。

以上

* 表面の補足 — 賃貸改良融資の保証料

< 賃貸改良融資の保証料 >

保証期間(融資期間)	保証料方式			
	10年以下	10年超15年以下	15年超20年以下	
建設地が、東京都、 神奈川県、埼玉県、 千葉県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 1.05%	融資額 × 1.40%	融資額 × 1.70%
	保証料返戻あり	融資額 × 1.23%	融資額 × 1.64%	融資額 × 1.98%
建設地が 上記以外の場合	保証料返戻なし	融資額 × 1.30%	融資額 × 1.73%	融資額 × 2.10%
	保証料返戻あり	融資額 × 1.51%	融資額 × 2.01%	融資額 × 2.44%

IV 個人情報の取扱いに関する同意書

私及び担保提供者は、公社が取得する個人情報等(個人情報及び計画に関する情報をいいます。)の私の申込みに関する情報の取扱いに関して、下記の内容に同意いたします。

私は、工事施工業者並びに工事請負契約書または賃貸借契約書等に記載された第三者に関する個人情報等について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、公社に提供することについて当事者の同意を得た上で、公社に提供します。

1. 個人情報等を利用する業務の内容及び利用目的

公社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、保証委託申込者及び担保提供者の全員(以下「お客様」という。)から提供を受けた個人情報等を次の業務の内容及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

- ①賃貸住宅建設等に必要資金の融資保証に係る審査及び保証委託契約
- ②保有債権の管理回収
- ③その他これらに付随する業務

(2) 取得する個人情報等

- ①お客様が所定の保証委託申込書及び付属書面に記載した住所、氏名、生年月日、性別
- ②お客様の申込みに関する申込日、借入予定金額、物件所在地等の借入申込内容
- ③本申込みに関してお客様が提出されたお客様の借入金の返済内容及びお客様の資産内容

(3) 利用目的

- ①お客様の本人確認や融資等の対象となる賃貸住宅計画等の審査のため
- ②公社が行う融資保証に係る与信判断のため
- ③公社が行う保証委託申込後の管理のため
- ④お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑤お客様への住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- ⑥市場調査や分析・統計の実施のため
- ⑦アンケートの実施等による公社に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- ⑧ダイレクトメールの送付等による公社に関連する商品または公社が行うサービスに関する各種ご案内・各種ご提案のため

ダイレクトメールの送付を希望されない場合は送付いたしませんので、次の()内の□をチェックしてください。
(ダイレクトメールの送付を希望しない。)

- ⑨その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2. 個人信用情報機関への登録・利用

- (1) 公社は、公社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)及び加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に照会し、お客様(担保提供者は除きます。以下(1)について同じ。)の個人情報が登録されている場合には当該個人情報の提供を受け、お客様の支払能力・返済能力の調査に限り、それを利用します。
- (2) 公社は、お客様(担保提供者を除きます。以下(2)について同じ。)の本人申込み及び本契約に関する客観的な事実等に基づく個人情報について、加盟先機関に登録します。加盟先機関においては、当該個人情報を下記の期間加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供し、お客様の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用します。

登録情報	登録期間
①本申込みをした事実	公社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

※ 提携先機関の加盟会員により利用される個人情報は、上記のうち「③債務の支払いを延滞した事実」となります。

- (3) 公社は、次の個人信用情報機関に加盟しています。

なお、公社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途お客様あて書面により通知し同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp>

お問い合わせ先: 0570-666-414

※ 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

(4) 株式会社シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関は、次のとおりです。

①全国銀行 個人信用情報センター

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

お問い合わせ先：03-3214-5020

※ 全国銀行 個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

②株式会社 日本信用情報機構

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

お問い合わせ先：0570-055-955

※ 株式会社 日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。

(5) 株式会社シー・アイ・シーに登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、契約の種類、契約日、商品名、契約額、支払回数、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等です。

3. 個人情報等の第三者提供に関する同意

公社は、個人情報の保護に関する法律に規定される場合及びお客様から同意を頂いた場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報等を第三者に提供することはありません。

ただし、公社が個人情報等を利用する業務の内容及び利用目的の達成に必要な範囲内で、公社は以下の機関に個人情報を提供いたします。

個人情報を提供する事業者名	提供先の利用目的	提供する個人情報等	提供する期間
公社が保証する融資先機関	与信判断及び与信後の管理	保証委託申込書に記載された内容、付属で提出された資料、及びお客様からお伺いした事項	保証委託の申込みの日から融資先機関の返済が終了する日まで
業務委託契約した調査会社	与信判断及び地域の賃貸市場動向に係る事務	保証委託申込者の氏名、住所、賃貸計画情報(募集家賃、敷金、駐車場月額使用料等)、融資住宅情報(所在地、構造、延面積等)、設計図書	保証委託申込みの日から調査が終了する日まで
民間金融機関とのパッケージ融資の申込みを行った当該金融機関	与信判断及び与信後の管理	保証委託申込書に記載された内容、付属で提出された資料、及びお客様からお伺いした事項	保証委託申込みの日から当該金融機関の返済が終了する日まで

4. 個人情報の開示と訂正及び利用停止

(1) 個人情報の開示及び訂正

お客様は、公社に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。個人情報の内容が事実と異なる場合は、個人情報の訂正または追加を求めることができます。公社は、合理的な期間内にこの開示、訂正等の請求に応じます。

(2) 個人情報の利用停止

お客様は、公社に対し、同意に基づかない第三者提供など、お客様の個人情報の利用停止を請求することができます。

この請求に理由があると公社が判断したときは、公社は遅滞なく、第三者提供等の利用を停止します。

5. 本同意条項に不同意の場合

本申込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項に同意できない場合には、公社は本申込みをお断りすることがあります。

6. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

公社が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等に関するお問い合わせは、下記で受け付けます。

公社の窓口

問い合わせ窓口	所在地	電話番号
一般財団法人 首都圏不燃建築公社 総務部	〒108-0023 東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー17階	03(6809)6211

本書面記載の内容について、さらに詳しくお知りになりたいときは、下記へお問い合わせください。

一般財団法人 首都圏不燃建築公社 賃貸経営支援部

〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目9番1号

TEL：03(6809)6168